

# ワークライフバランスをサポートする施策

※2016年2月4日時

## 点

傷病積立有休制度	付与日より2年経過し、消滅する有給休暇を毎年4日を上限として積み立て（最高40日）、 「本人の私傷病」または「同居する家族の看護・介護」により休みが7日間以上に及ぶ場合に積み立てた有休を取得することができます。
ベネフィットステーション	国内外の宿泊、スポーツ、スクール&カルチャー、ライフサポート、レジャー&エンターテインメントなど、 生活に密着した豊富なサービスメニューを会員優待料金で利用可能です。 <a href="http://www.benefit-one.co.jp">http://www.benefit-one.co.jp</a>
育児・介護時短制度（法定以上）	勤続1年以上の社員で育児・介護が必要な場合、1日1時間または2時間の短縮労働や片番シフト勤務が可能です。小学校就学まで可能
育児休業	勤続1年以上の社員で、子が1歳になる前日までの間、休業（無給）できます。保育所の空きが無く預けられない場合などの特別な場合は、 最長で1歳6ヶ月になる前日まで延長することができます。
育児休業プラス入園支援休暇	育児休業取得者が子を保育施設に預けることができず復帰できない場合、子が2歳になる前日まで取得できる休暇（無給）
産前産後休暇	産前6週間（42日）、産後8週間（56日）休業を取得できます。 休業中標準報酬日額の3分の2相当額が健康保険組合より支給されます。（休業1日当たり、生活補償として）
ハローベビー休暇	妊娠中の従業員が、産前産後休暇に入るまで取得できる休暇（無給）
介護休業	勤続1年以上の社員で、対象家族1人に対して、通算して（時短・片番と合わせて）93日以内の休業（無給）をすることができます。
介護休業プラス復帰支援休暇	介護休業取得者が介護休業93日間取得後も復帰できない場合、対象家族1人に対して、 通算して（時短・片番と合わせて）31日間まで取得できる休暇（無給）
公的資格取得制度	会社が定める公的資格の取得を支援する制度。
マルハン版生命保険	正社員とその家族の方を対象とした定期生命保険制度となります。安価で大きな補償を得ることができるライフサポート保険となります。
パースデイ有休	誕生月および前後1ヶ月のシフト内に公休日他に1日有休休暇の取得を促す、有休取得推進の取り組みです。
特別有休休暇 とくべつゆうきゅうきゅうか	社員の慶弔その他に関しては、特別有休休暇が与えられます。 <例> 慶事休暇 …本人の結婚（5日以内）、妻の出産（2日以内）など 忌引休暇 …配偶者の喪に服するとき（10日以内）、本人が喪主で本人の父母の喪に服するとき（7日以内）など 永年勤続休暇 …勤続10年（2日以内）、勤続20年（5日以内）、勤続30年（7日以内） リフレッシュ休暇…勤続5年（3日以内）、勤続10年（3日以内）、勤続15年（3日以内）など
子女の教育資金借入に 関する支援金	勤続1年以上の正社員で、子女が進学する際に教育ローンを金融機関から借入をした利子相当（上限3%）が支給されます。
子の看護休暇（法定以上）	勤続1年以上の社員で、小学校就学前の子を養育するとき、申し出ることにより1年に5日（無給）まで 病気や怪我をした子の看護のために休暇を取得することができます。
生理休暇	生理の際に休暇を取ることができます（無給）。
出産育児一時金	出産の際、出産育児一時金42万円（＝法定39万円＋産科医療補償制度掛金3万円）が健康保険から支給されます。